

課題の整理（案）

現時点の点検の結果を踏まえ、以下の項目に課題を整理した。

1. 減少要因を踏まえた効果的な対策のあり方
2. 種の保全に関して必要な情報の収集又は活用のあり方
3. 対策の推進に当たっての体制等のあり方

1. 減少要因を踏まえた効果的な対策のあり方

※レッドデータブックから抽出した減少要因については、1種に対して減少要因が複数ある場合、影響度の軽重は考慮せず記載された影響要因を抽出している。このため、点検の結果を検討するにあたり、影響が明らかな要因のほかに影響の可能性が予想される要因も含んでいること、影響要因が継続的なものか一時的なものかも区別されていないこと、また、現在まで抽出された要因の影響が継続していない可能性もある点には留意が必要。

(1) 捕獲・採集圧への対応

【現状】

- ・ 捕獲・採集圧が減少要因に含まれている絶滅危惧種は 3,155 種中 569 種 (18%)。
- ・ 減少要因に捕獲・採集圧が多い分類群は、鳥類 15 種 (16%)、爬虫類 14 種 (45%)、両生類 10 種 (48%)、魚類 37 種 (26%)、昆虫類 48 種 (20%)、貝類 54 種 (14%)、維管束植物 380 種 (23%)。
 ※括弧内は各分類群の絶滅危惧種数に対する割合を示す。以下同様。
- ・ このうち既存の制度（種の保存法、鳥獣保護法、自然公園法（国立・国定公園）、自然環境保全法（国の自然環境保全地域）、文化財保護法及び都道府県の希少種保護条例）で捕獲規制のための種指定がかかっているのは、鳥類 100%、爬虫類 50%、両生類 80%、魚類 41%、昆虫類 44%、貝類 4%（植物は未集計）。
 ※ただし、これらの捕獲規制の制度には、地域を限定した捕獲規制も含まれる。
- ・ また、569 種中分布データのある 269 種について、分布メッシュ数の 6% が動植物の捕獲規制のある保護地域（国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域）内に含まれる。

現在も捕獲・採集圧が強い減少要因となっている種で、既存のどの保全に関する制度でも規制されていないものや規制が不十分なものについては、分類群や種ごとの背景事情等を踏まえたうえで捕獲規制を進める必要がある。

→どのような分類群や種に対して、どのような制度を活用して規制をかけるのが効果的か。

(2) 生息・生育地の減少・劣化への対応

【現状】

- ・ 全般的に、どの分類群でも生息・生育地の開発は減少要因として多く、3,155 種中 1,679 種 (53%) は該当している。
- ・ このうち分布データのある 932 種について、分布メッシュ数の 21%が既存の制度での各種保護地域内（生息地等保護区、国指定鳥獣保護区、国立・国定公園、自然環境保全地域等）内に含まれる。
※ただし、これらの国指定の各種保護地域の範囲には、生息地等の直接的な開発を規制していない又は規制が緩やかな区域も含まれる。以下同様。
- ・ 踏みつけ及び過剰利用が減少要因に含まれる絶滅危惧種は 3,155 種中 215 種 (7%) で、減少要因として多い分類群は鳥類 12 種 (13%)、維管束植物 158 種 (9%)、地衣類 9 種 (15%)。
- ・ 215 種のうち分布データのある 86 種について、分布メッシュ数の 31%が既存の制度での各種保護地域内に含まれる。
- ・ 管理放棄が減少要因に含まれる絶滅危惧種は 3,155 種中 101 種 (3%) で、減少要因として多い分類群は昆虫類 30 種 (13%)。
- ・ 遷移進行が減少要因に含まれる絶滅危惧種は 3,155 種中 450 種 (14%) で、減少要因として多い分類群は維管束植物 418 種 (25%)。
- ・ 自然再生推進法に基づく自然再生協議会は、平成 22 年度末までに全国 22 カ所に設置され、23 の自然再生事業実施計画が策定されている。

種の保全に当たり、対象種の生息・生育状況を個々に見るだけではなく、生息・生育地において絶滅危惧種を取り巻く良好な生態系を確保する事が極めて重要。
→生態系の確保に当たって、絶滅危惧種の保全の観点から何に留意すべきか。

① 新たな開発行為・過剰利用等の抑制

→既存の各種保護地域の見直しや新規の区域指定にあたり、絶滅危惧種の保全の観点をどのように取り込んでいくべきか。

② 管理放棄や遷移進行への対応

→絶滅危惧種の保全の観点から、どのような性質をもつ場所を優先して、どのように人手を加えるべきか。

(3) 捕食圧・競合等への対応

【現状】

- ・ 外来種による捕食者侵入や食害、競合、異種交雑等（捕食圧・競合等）が減少要因に含まれている絶滅危惧種は 3,155 種中 189 種（6%）。
- ・ 減少要因に外来種による捕食圧・競合等が多い分類群は、哺乳類 10 種（24%）、鳥類 20 種（22%）、爬虫類 17 種（55%）、両生類 5 種（24%）、魚類 37 種（26%）、昆虫類 37 種（16%）、その他無脊椎動物 14 種（25%）。
- ・ 外来生物法では、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣等が防除を行うとする規定がある。また、「生物多様性国家戦略 2010」において、希少種の生息地や保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めることとしている（例：奄美大島におけるジャワマングースの排除等）。
- ・ 近年、自然公園の一部の地域では、シカによる希少な植物を含む自然植生等への食害が問題になっており、知床国立公園及び尾瀬国立公園では、自然公園法に基づく生態系維持回復事業の一環としてシカの防除を行っている。

→捕食圧・競合等の影響を与えている生物の防除又は駆除について、絶滅危惧種の保全の観点から、優先して対応すべき事、留意すべき事は何か。

(4) 水質汚濁・農薬汚染等への対応

【現状】

- ・ 水質汚濁及び農薬汚染が減少要因に含まれている絶滅危惧種は 3,155 種中 285 種（9%）。
- ・ 減少要因に水質汚濁や農薬汚染が多い分類群は、両生類 11 種（52%）、魚類 89 種（62%）、昆虫類 44 種（18%）、その他無脊椎動物 12 種（21%）、藻類 41 種（37%）。
- ・ 全国レベルの規制としては、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とした水質汚濁防止法、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした農薬取締法等がある。また、現在環境省では、水質汚濁に係る環境基準のうち水生生物の保全に係る環境基準の項目追加等の検討を行っている。

→汚染物質等に対する耐性は種によって異なると考えられるが、絶滅危惧種の保全の観点から、対応を検討すべきことがあるか。

2. 種の保全に関して必要な情報の収集又は活用のあり方

【今回の点検では把握が困難な情報】

- ・ 現在も種の生存を脅かしている減少要因は、過去の大きな減少要因と区別して把握できない。
- ・ 減少要因がよくわかっていない種があり、一部の分類群ではその種数が多い。
- ・ 一部の分類群では分布情報が全く無く、分布情報があってもそのデータがある種数の割合が低い分類群もある。

→種の保全に取り組む関係者等が必要としている情報を踏まえ、どのような情報を優先し、どう効果的な情報収集、情報共有を行うべきか。

3. 対策の推進にあたっての体制等のあり方

【現状】

- ・ 種の保存法に基づく保護増殖事業計画を策定した種は 48 種（哺乳類 4 種、鳥類 14 種、両生類 1 種、魚類 4 種、昆虫類 9 種、維管束植物 16 種）。
- ・ 希少種保護条例を有する都道府県は 31 団体、条例に基づき保全すべき種を設定している都道府県は 28 団体。
- ・ 都道府県による指定種の総数は 457 種、このうち環境省レッドリストの絶滅危惧種に該当するのが 305 種。
- ・ 条例に保護増殖事業制度を有する都道府県は 28 団体、そのうち、保護増殖事業計画を策定しているのは 10 団体。

対策の推進を阻害する諸事情も踏まえつつ、効果的な対策の実施及びそのための体制等の整備が必要。また、既存の制度を活用し、様々な主体と連携した種の保全の推進が重要。

→どの主体が、どのように絶滅危惧種を保全していくのが効果的か。特に国が優先して取り組む種（例えば国内希少野生動植物種に指定する種や保護増殖事業計画を策定する種など）や対策とは何か、またその優先順位の考え方はどうあるべきか。

→既存の各種制度を活用しても残る課題は何か。

→対策推進の基盤となる体制整備、人材育成や幅広い普及啓発に関する課題は何か。